

保険業法の制度と運用を見直し、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書

第 162 通常国会で成立し、平成 18 年 4 月に施行された「保険業法の一部を改正する法律」（以後、保険業法）によって、知的障がい者、商工自営業者、医師・歯科医師などの団体が、その目的の一つとして構成員のため自主的にかつ健全に運営してきた共済制度（以後、自主共済制度）が存続の危機に追い込まれている。

保険業法改正の趣旨は、「共済」の名を利用して、不特定多数の消費者に保険商品を販売し、消費者被害をもたらした実態が不明確な共済、いわゆる「ニセ共済」を規制することが目的であったが、現実には健全な自主共済まで同列にみなして一律に規制する形となり、結果、制度の廃止や大幅な制度変更を迫られている。

共済は団体の目的と構成員の相互扶助を図るためにつくられてきており、団体がその構成員の「助け合い」を目的に、自主的に、そして健全に運営されてきた自主共済は「利益」を上げる保険業とは異なる。自主共済を強制的に相互会社や株式会社にしなれば運営できないようにするなど、「儲け」を追及する保険会社と同列に、一律に様々な規制と負担を押し付けるようなことになれば、多数の自主共済が存続不可能となり、「契約者保護」「消費者保護」を目的とした改正保険業法の趣旨にも反することになる。

そもそも自主共済への規制を議論した金融審議会でも「構成員が真に限定されているものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とするべきである」（平成 16 年 12 月 14 日・金融分科会第二部会）としていた。また、166 通常国会でも、与野党国会議員から自主共済の継続を保証する必要が主張され、当時の山本金融大臣も「客観的基準についての具体案が示されれば大臣自ら研究する」旨の答弁がなされている。

日本社会に深く根付いた「仲間同士が助け合う」という活動を奨励することがあっても、法律で規制したり、「儲け」を追及する「会社」にしなれば「仲間同士の助け合い」が出来ないようにすることなどあってはならないことである。

以上の点から本議会は政府に対し、団体が目的の一つとして構成員のために自主的かつ健全に運営されている共済制度を、保険業法の適用から除外することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 22 年 11 月 日

笠間市議会議長 市村 博之

（意見書提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（金融担当）